

別表 従業者割における従業者の取扱い

従業者		免税点の判定	課税標準(注2)	備考
65歳(注1)以上の者(役員は除く。)		従業者に含めない。	従業者給与総額に含めない。	これらの者は、従業者の範囲に含まれないものとされています。
障がい者(役員は除く。)		従業者に含めない。	従業者給与総額に含めない。	
役員	役員・使用人兼務役員 (65歳(注1)以上の者及び障がい者を含む。)	従業者に含める。	従業者給与総額に含める。	利益処分としての役員賞与は従業者給与総額に含めません。なお、使用人兼務役員は役員として取り扱います。
	非常勤の役員	従業者に含める。	従業者給与総額に含める。	この場合、使用人として支払われた給与等についても従業者給与総額に算入します。
	数社の役員を兼務する役員	それぞれの会社の従業者に含める。	それぞれの会社の従業者給与総額に含める。	
	無給の役員	従業者に含めない。	—	
雇用改善助成対象者		従業者に含める。	給与等の2分の1を従業者給与総額から控除する。	
臨時の従業者		従業者に含める。	従業者給与総額に含める。	これらの者も基本的には従業者の範囲に含まれますが、免税点の判定に注意してください。
短時間勤務のパートタイマー (注3)		従業者に含めない。	従業者給与総額に含める。	
出向社員	出向元が給与を支払う	出向元の従業者に含める。	出向元の従業者給与総額に含める。	出向・転籍に係る社員の取扱いについては、法人税の損金算入の取扱いに準じてください。
	出向先の会社が出向元の会社に対して給与相当を支払う	出向先の従業者に含める。	出向先の従業者給与総額に含める。	
	出向元と出向先が一部負担	主たる給与等を支払う会社の従業者に含める。	それぞれの会社の従業者給与総額に含める。	
外国又は課税区域外への派遣又は長期出張		従業者に含めない。	従業者給与総額に含めない。	
派遣法に基づく派遣職員 (注4)		派遣元の従業者に含める。	派遣元の従業者給与総額に含める。	課税区域外への派遣は含めません。
休職中の従業者		給与等の支払を受けなかった場合を除き従業者に含める。	従業者給与総額に含める。	
中途退職者		従業者に含めない。	退職までの給与等は従業者給与総額に含める。	
保険の外交員で事業所得のみの者		従業者に含めない。	従業者給与総額に含めない。	給与等の支払いを受ける者に該当しません。
保険の外交員で給与所得及び事業所得を有する者		従業者に含める。	所得税法上の給与等は従業者給与総額に含める。	
常時船舶の乗組員		従業者に含めない。	従業者給与総額に含めない。	事業所等に該当しません。
専ら非課税施設に勤務する従業者		従業者に含めない。	従業者給与総額に含めない。	課税標準の算定期間の中途における用途変更により課税施設であった期間と非課税施設であった期間とを有する場合には、課税施設であった期間に係る給与等を従業者給与総額に算入します。
課税施設と非課税施設の兼務従業者		課税標準の算定期間の末日において、課税施設に係る事業に従事している場合は従業者に含める。	課税施設に従事していた分に係る給与は従業者給与総額に含める。	

(注1)平成17年度の税制改正により、年齢が段階的に65歳に引き上げられました。

(注2)退職金、年金、恩給、所得税法上非課税とされる通勤手当等は含まれません。

(注3)アルバイト、パートタイマー等に対して支払われる給与等は、いずれも従業者給与総額に算入されますが、免税点の判定の際には、短時間勤務のパートタイマーを従業者の範囲から除外することとしています。

(注4)派遣法とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律をいいます。

(別表1)

従業者割の非課税・特例措置について

平成17年度税制改正により、従業者割の非課税及び課税標準の特例の取り扱いは、下記のとおりに変更となっております。(法第701の31(1)5及び(2)、改正法附則9)

1. 年齢60歳以上の者に対する従業者割の非課税措置

『高齢者等の雇用の安定等に関する法律』により雇用確保措置が義務化される年齢が、引き上げられることに併せて、次のとおり非課税対象となる年齢が引き上げられました。

- (1) 平成18年4月1日以後開始する法人の事業年度又は個人の年分 62歳以上
- (2) 平成19年4月1日以後開始する法人の事業年度又は個人の年分 63歳以上
- (3) 平成22年4月1日以後開始する法人の事業年度又は個人の年分 64歳以上
- (4) 平成25年4月1日以後開始する法人の事業年度又は個人の年分 65歳以上

2. 国の雇用に関する助成に係る者に対する従業者割の特例措置

国の雇用に関する助成に係る者の従業者割の課税標準の2分の1控除としている特例措置についても前項1の(1)～(4)のとおり段階的に引き上げられました。

3. 障がい者について

障がい者雇用促進法の改正に併せて、障がい者の範囲に『精神障がい者』が追加されました。

